

障がい者を対象とした島根県会計年度任用職員 採用試験 受験案内（島根県立中央病院）

島根県立中央病院
〒693-8555 出雲市姫原4丁目1-1
TEL 0853-22-5111

島根県立中央病院では、障がいのある方を対象とした会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2に規定する職員）を以下のとおり募集します。

■受付期間	令和8年4月13日（月）～令和8年4月22日（水） ※郵送による場合は、令和8年4月22日（水）必着 受付期間は、午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）
■1次試験日	令和8年4月30日（木）
■1次試験合格発表日	令和8年5月7日（木）以降
■2次試験日	令和8年5月11日（月）以降
■合格発表日	令和8年5月20日（水）以降

1. 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

- ア、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの方
- イ、療育手帳の交付を受けている方
- ウ、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された方
- エ、精神障害者保健福祉手帳を所持している方

(2) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ、島根県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ、平成11年改正前の民法の規程による準禁治産者の宣告を受けている人

2. 勤務地、募集する区分、採用予定人数、職務内容

- (1) 勤務地：島根県立中央病院内 ワークセンター又は各部署
- (2) 募集する区分：一般業務アシスタント
- (3) 採用予定人数：1名程度
- (4) 職務内容：職員の指示に従い、一般業務に従事します。
事務補助、運搬業務、環境美化等（PC作業もお願いすることがあります。）

3. 試験の日時、試験会場、合格発表

(1) 日時、試験内容

【1次試験（面接試験）】

令和8年4月30日（木）

※試験時間は個々によって異なります。受付締切後に送付する受験票の試験時間欄をご確認ください。

【2次試験（職場実習）】

令和8年5月11日（月）以降

※1次試験合格者が対象となります。

(2) 試験会場

島根県立中央病院（島根県出雲市姫原4-1-1）

(3) 合格発表

令和8年5月20日（水）以降

※試験の結果は、1次試験、2次試験ごとに受験者全員（棄権者を除く。）に郵送で通知します。

4. 受験申込

(1) 提出書類を、(2) 申込先へ、**直接持参するか郵送**により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書きし、**簡易書留郵便**にしてください。簡易書留郵便によらない郵便の不着には対応できません。

(2) 申込先

〒693-8555 出雲市姫原4丁目1-1

島根県立中央病院 事務局人事課

(3) 受付は、土日・祝日を除き午前8時30分から午後5時15分までです。

(4) 提出書類

①履歴書（市販のJIS規格） 1部

顔写真は、申込日前6か月以内に撮影した、無帽、背景なしのもので、裏面に氏名を記入し、はがれないようにしっかり貼ってください。

②申込書（別紙様式） 1部

③110円切手を貼付した定形（長形3号）の封筒 1部

受験票送付に使用します。表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼付してください。

④障がいの程度等が確認できる書類（写し） 1部

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、公的判定機関で知的障がい者と判定されたことを証明する書類（氏名、障がい名、等級が確認できるもの）

*受験票は、後日郵送します。試験日の2日前になっても受験票が到着しない場合は、必ず当院事務局人事課（0853-30-6477）へお問い合わせください。

5. 採用

この試験の合格者は、原則として令和8年6月1日から令和9年3月31日まで任用します。

なお、採用後1ヶ月又は勤務日数が15日に達するまでは、条件付き採用期間となります。

※勤務実績等の評価により、公募によらない再度任用は連続4回を上限として行う場合があります。

6. 勤務条件等

(1) 報酬：基本報酬 1, 250円～1, 480円（時間額）

（令和8年4月1日現在を記載しています。変更になる場合があります。）

通勤手当相当分の報酬（月額55,000円以内、支給要件を具備する場合のみ支給）

※通勤手当額は通勤手段、勤務日数、距離等に基づいて規定により決定します。

(2) 手当：支給要件を満たす場合に、規定に基づき期末勤勉手当が支給されます。

(3) 勤務日数：

①上記「1. 受験資格(1)のア・イ・ウ」に該当する人

⇒月130時間(原則：8：30～17：15)で所属長が指定した日

②上記「1. 受験資格(1)のエ」に該当する方

⇒下記A又はBのうちいずれかから選択できます。

A：月130時間(原則：8：30～17：15)で所属長が指定した日

B：週20時間で勤務時間及び勤務日数は以下のとおり。

勤務時間	勤務日数
8:30～15:30 6時間/日	4日/週
13:00～17:00 4時間/日	

精神障がい者のさらなる雇用促進と職場定着を促進するために短時間(週20時間)労働者の雇用枠を設けています。

(4) 福利：健康保険、厚生年金保険、雇用保険等(加入要件を満たす場合に加入します。)

7. 試験結果の開示について

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭による開示の請求をすることができます。口頭による開示の請求は、受験者本人(代理人は不可)が「顔写真付きの身分証明書」(注)を持参の上、下記開示場所で行ってください。(電話は不可)

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人 (棄権者を除く)	得点及び順位	合格発表の日(結果通知 発送の日)から1月間	島根県立中央病院事務局

(注)「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

8. その他

- 試験会場には、受験票を持参してください。
- 受験に際しての提出書類は、島根県立中央病院において責任を持って廃棄しますので、返却しません。
- 受験に際して島根県立中央病院が収集した個人情報は、採用試験以外には使用しません。
- 受験手続き、その他この試験についての問い合わせは、
島根県立中央病院(〒693-8555 出雲市姫原4-1-1 TEL(0853)30-6477)にしてください。

試験会場(勤務地)案内図

島根県立中央病院

(島根県出雲市姫原4-1-1)

JR出雲市から1.6km

※徒歩…20分 ※タクシー…5分

※バス…7分

(出雲市駅乗車、「県立中央病院」バス停下車)

